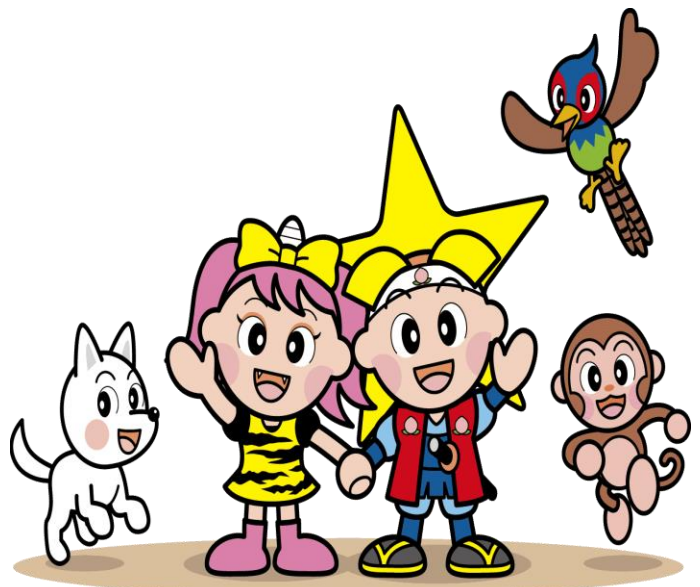


もんげー
岡山!

指定障害児通所支援事業者等に対する
集団指導

①運営の手引き編

平成28年3月14日
岡山県保健福祉部障害福祉課



障 害 児 通 所 支 援 事 業
指 定 申 請 ・ 変 更 届 出 等 の 手 引

平成 2 8 年 2 月
岡山県保健福祉部
障 害 福 祉 課

1 指定申請から指定までの概要	
(1) 申請先について	- 2 -
(2) 申請に当たっての留意事項	- 2 -
2 指定申請に必要な書類と記載方法について	
(1) 指定申請に係る提出書類	- 4 -
(2) 指定申請に必要な書類一覧（説明）	- 4 -
3 提出書類の作成と手順について	
(1) 提出書類の作成と手順	- 8 -
(2) 提出書類作成に当たっての留意事項	- 8 -
4 変更の手続について	
(1) 変更届出書の提出が必要な変更手続	- 9 -
(2) 体制及び加算の変更手続	- 9 -
5 指定の更新について	- 11 -
6 廃止・休止・再開の手続について	- 11 -

1 指定申請から指定までの概要

(1) 申請先について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定される障害児通所支援（児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）を提供する事業者は、事業所ごとに指定を受ける必要があります。

事業所の指定は、知事が行います。指定の申請先は、事業所の所在地を所管する県民局健康福祉課となります。ただし、岡山市内に所在する事業所については、岡山市長が行いますので、詳しくは岡山市役所担当課へお問い合わせ下さい。

【児童福祉法関係の所管区分】

<事業所等の所在地>	<申請先>		
玉野市・備前市・瀬戸内市・赤磐市・和気町・吉備中央町	備前県民局健康福祉課 事業者第二班	〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17	電話：086-272-3995 FAX：086-272-2660
倉敷市・笠岡市・井原市・総社市・高梁市・新見市・浅口市・早島町・里庄町・矢掛町	備中県民局健康福祉課 事業者第二班	〒710-8530 倉敷市羽島1083	電話：086-434-7064 FAX：086-427-5304
津山市・真庭市・美作市・新庄村・鏡野町・勝央町・奈義町・西粟倉村・久米南町・美咲町	美作県民局健康福祉課 事業者班	〒708-0051 津山市椿高下114	電話：0868-23-1291 FAX：0868-23-2346

(参考)

岡山市	岡山市保健福祉局 事業者指導課	〒700-0913 岡山市北区大供3-1-18 KSB会館4階	電話：086-212-1015 FAX：086-221-3010
-----	--------------------	------------------------------------	-------------------------------------

(2) 申請に当たっての留意事項

- ① 指定申請書類及び添付書類が完全にそろった状態でなければ受付はできません。
- ② 申請については、各県民局における一次審査の後、県障害福祉課における二次審査において適正であると認められた場合に限り、提出書類が受付された日の翌々月1日に指定されます。
- ③ 申請を行う場合は、あらかじめ事業所の所在地を所管する県民局の健康福祉課との間で十分に事前協議を行ってください。その上で、申請書を提出する際は、予約を行い持参して提出してください（郵送での受付はしていません）。あらかじめ事業開始日を見込んで、ゆとりを持って協議・申請されるようお願いします。

※ 提出書類とは、申請書類と添付書類を合わせた書類です。

※ 申請時には、原則として申請者（法人）の定款の変更手続や、人員、設備について指定年月日

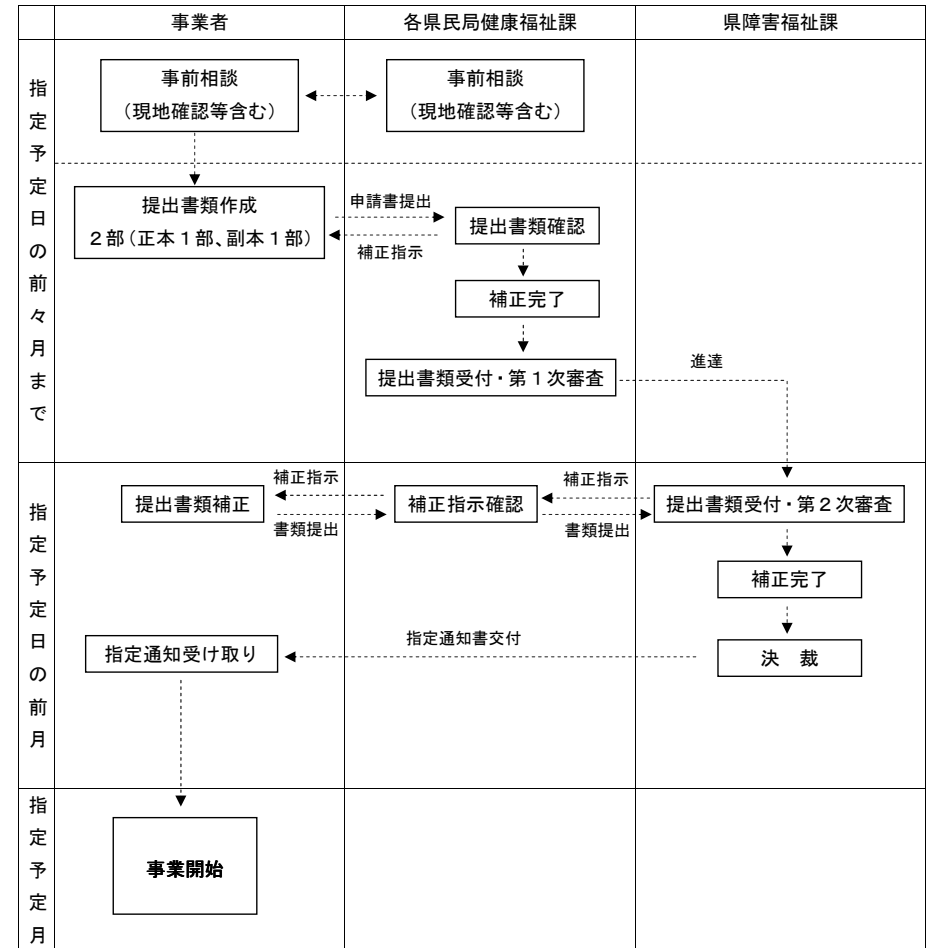
時点の状況が確定していることが必要です。（例えば、施設等の改修等については、当該改修工事及び備品の設置等が完了していることが必要です。）

※ 都市計画法（開発許可）及び建築基準法等他法令の手続等が必要な場合には、関係部署と協議し、当該必要手続等が完了していることが必要です。完了していない場合には、受付ができないことがあります。必ず建築物関連法令協議記録（参考様式）に所定の事項を記載の上、提出願います。

<指定申請（更新を含む）に係るフロー図>

※ 申請までに、提出書類に準じた書面により事前の相談、協議をされるようお願いいたします。

※ 提出書類に不備がある場合は、受付はできません。



2 指定申請に必要な書類と記載方法について

(1) 指定申請に係る提出書類

指定申請に必要な主な書類は、次のとおりです。これらの様式（電子データ）は、県障害福祉課のホームページからダウンロードできます。

- 「指定申請に係る添付書類一覧表」
- 「指定申請書」、「指定に係る記載事項【付表】」、添付に係る「参考様式」の書式
- 各種加算に係る「届出書」の書式

県障害福祉課ホームページ → 障害者総合支援法・児童福祉法（障害児関係）
 → 事業者の指定（更新）・変更届・体制届について
 → 障害児施設・事業所指定・報酬等関係新様式集
 ホームページアドレス：<http://www.pref.okayama.jp/page/268648.html>

【提出する部数】 正本・副本 各1部

(2) 指定申請に必要な書類一覧（説明）

指定を受けるサービスの種類ごとに提出書類は異なります。「指定申請に係る添付書類一覧表」で確認してください。

番号	提出書類	記載時の留意点等	様式名等
—	指定申請に係る添付書類一覧表	・申請者で自己点検に活用した上で、他の提出書類と併せて提出。	参考様式11
1	指定（更新）申請書	・代表者の住所は、自宅の住所（登記事項証明書に記載されている住所と一致すること。）を記入。 ・「指定の申請をする事業等の事業開始の予定年月日」欄には、指定の予定年月日を記入。 ・印は、法人代表者印を使用。	様式第1号
	他の法律において既に指定を受けている事業等について	・既に指定を受けている事業等について指定年月日、事業所番号を記入。 ※ 従業者の兼務関係の確認及び事業所番号整理に活用。	様式第1号別紙1
	誓約書	・児童福祉法第21条の5の15第2項各号の規定（欠格事由）に該当しない旨を、法人が誓約するもの。 ・印は、法人代表者印を使用。	様式第1号別紙2
	役員等名簿	・申請する法人の役員全員と管理者の氏名等を記載。	
2	児童発達支援事業所等の指定に係る記載事項（付表）	・備考欄の注意事項を確認の上、記入。 【福祉型児童発達支援センター】付表1 【児童発達支援事業所】付表2 【医療型児童発達支援センター】付表3 【放課後等デイサービス】付表4 【保育所等訪問支援】付表5	付表1、2、3、4、5、6-1、6-2

		【多機能型事業所】付表6-1、6-2	
3	費用の額の算定に係る体制届	・報酬を算定するために必要な書類。 ・加算を算定しない場合についても必要。	様式第2号
4	給付費の算定に係る体制等状況一覧表（通所用）	・報酬を算定するために必要な書類。 ・加算を算定しない場合についても必要。	様式第2号別紙
5	① 定款又は寄附行為の写し ② 登記（全部）事項証明書又は条例等 ※①、②とも必要	・申請に係る事業を実施することが確認できることが必要。 ・市町村が申請する場合は、条例（公報の写し）及び規則等が必要。 ※ 登記事項証明書は、申請日の前3か月以内に発行されたものの原本。	—
6	建物の構造概要	・医療型児童発達支援を実施する事業所において必要。 ・従たる事業所についても必要。	任意様式
7	平面図	・当該事業に使用される設備（事務室、相談室等）を太線囲み又は網掛けをし、当該設備内の備品等のレイアウト、面積及び「内外の写真」の撮影場所・撮影方向を記載。 ・部屋の寸法（長さ）を記載。（面積基準がある場合は、面積も記載）	参考様式1
8	事業所の内外の写真	・事業所の外観及び内部（指定基準上、必要とされている設備）の様子がわかる写真（各2方向程度）をA4の紙に貼付又は印刷し、撮影箇所を平面図に明記すること。	—
9	設備・備品等一覧表	・指定基準上、必要とされている設備（事務室、相談室等）ごとに、支援に必要な備品等を記載。	参考様式2
10	建築物関連法令協議記録	・都市計画法（開発許可）、建築基準法（建築確認）、消防法及び福祉のまちづくり条例（県（市））の担当部署と協議した結果及び対応状況を記載。	参考様式3
	11	管理者の経歴書 児童発達支援管理責任者の経歴書	・児童発達支援管理責任者が管理者を兼務する場合は、1枚に記入。 ・資格については、資格取得を証する書類の写しを添付。
12	就任承諾書	・管理者、児童発達支援管理責任者について添付が必要。 ・管理者が児童発達支援管理責任者を兼務する場合は、1枚に記入。	参考様式5
13	児童発達支援管理責任者資格要件対象の研修修了証書の写し	【必要な研修】※①、②とも必要 ①相談支援従事者初任者研修（2日課程：講義部分） ②<H23年度まで>サービス管理責任者研修（児童分野） <H24年度以降>児童発達支援管理責任者研修 ※ H23年度までに、「サービス管理責任者研修（児童分野）」を修了した者については、児童発達支援管理責任者の研修に係る資格要件を満たします。	—

	【①、②の研修のいずれか又は両方が未修了の場合】 児童発達支援管理責任者の人員配置要件に係る誓約書	・研修修了の猶予措置で実務経験者を児童発達支援管理責任者として暫定的に配置する場合、事業開始日から1年以内（事業開始日が平成29年4月1日以降の場合は、平成30年3月31日までの間）に未修了の研修を修了させる旨の誓約書が必要。 【研修修了の猶予措置】 新規事業所の場合、平成30年3月31日までに限り、事業の開始日から1年間（事業開始日が平成29年4月1日以降の場合は、平成30年3月31日までの間）は、実務経験を満たすものについては、研修を修了しているものとみなすことができる。	参考様式6
14	運営規程	・指定を受けるサービスの実施に係る記載が必要。 ※ サービスの種類により記載項目が異なるのでご注意ください。	任意様式
15	障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	・担当者氏名、相談窓口、具体的な対応方針等について記載。	参考様式7
16	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	・指定年月日の属する月の1か月の予定を記載。 ・従業者が兼務する他の指定事業所に係る「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を添付。	参考様式8
17	組織体制図	・事業者法人全体の組織図を添付。 ・従業者の兼務状況の確認資料となることから、従業者の配置についても記載。	任意様式
18	資産の状況 ① 法人の財産目録及び貸借対照表 ② 事業所に係る2年度分の事業計画書及び収支予算書 ③ 建物の使用権限を証する書類（賃貸借契約書の写し等） ④ 損害賠償保険証書の写し	・事業所の建物等が自己所有でない場合は、賃貸借契約書等の使用権限を証するものの写しを提出。 ・事業計画書及び収支予算書は、指定年月日が属する年度とその翌年度を作成し提出。 ※ 資産の状況確認は、事業所の建物の継続使用の可否、事業の持続性の判断のために行いますので、必要に応じて、追加資料の提出を求めることがあります。	—
19	従業者の資格を証するもの（写し）	・児童発達支援管理責任者、保育士、児童指導員、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、診療放射線技師、栄養士等の国家資格等を証するものの写し。 ・「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」に氏名を記載した順にそろえて添付。	—

20	協力医療機関との契約の内容及び協力医療機関の位置図	・利用者の病状悪化等の緊急時の受入を約した協力医療機関との契約書等の写しを添付。 ・事業所と当該協力医療機関との位置関係がわかる地図を添付。 ・事業所の案内図又は位置図との兼用可。 ※ 協力医療機関は、緊急対応を要することから、事業所から近距離にあることが望ましい。	—
21	実務経験証明書（実務経験見込証明書）	・児童発達支援管理責任者について添付。 ・実務経験証明書の再発行ができない等の理由で、原本を手元においておく必要がある場合は、写しに原本証明をしたものを添付。 ・申請時において実務経験を満たしていない場合は、参考様式9に所要の修正を施したもので作成し添付。実務経験を満たした段階で、指定年月日までに実務経験証明書を提出。 ※ 実務経験は、指定年月日時点において、必要な年数を満たす必要があります。	参考様式9
22	案内図又は位置図	・最寄り駅から事業所までの経路及び所要時間を記入。（事業所のパンフレット等に案内図が記載されている場合は、それを添付して代替可能。） ・協力医療機関の位置図との兼用可。	—
23	支援計画書の様式	・通所支援計画書の様式を添付。	—
24	医療法に規定する医療機関として許可を受けたことがわかる書類	・医療型児童発達支援を実施する事業所において必要。	—
25	原本証明	・印は、法人代表者印を使用。	参考様式10
26	各種加算に係る届出書	・あらかじめ届出が必要な加算を算定する場合について必要。	各種加算届出様式
27	障害児通所支援事業等開始届	・社会福祉事業に係る届出。 ・岡山市に所在する事業所は岡山市に、それ以外の市町村に所在する事業所は岡山県（各管轄の県民局）に提出。	様式第21号の4の2
28	児童福祉施設設置認可申請（届出）書	・児童福祉施設に該当する児童発達支援センターの場合に必要。 ・岡山市に所在する事業所は岡山市に、それ以外の市町村に所在する事業所は岡山県（各管轄の県民局）に提出。	様式第22号

※ 上記以外にも、状況に応じて、必要な書類の提出を求められる場合があります。

3 提出書類の作成と手順について

(1) 提出書類の作成と手順

- 1) 事業所ごとに必要事項を記入した申請書類を作成する。
- 2) 代表者印は法務局に登録しているものを押印する。
- 3) 提出書類は、特段の定めがない限り、日本工業規格 A 列 4 番で作成する。
- 4) サービスの種類ごとに付表など必要な添付書類を作成する。
- 5) サービスの種類ごとに提出書類を確認し、「指定申請に係る添付書類一覧表」に記載してある順にまとめる。
- 6) 5) で作成した書類一式（「正本」とそのコピーの「副本」各 1 部の合計 2 部）を作成する。
- 7) あらかじめ申請先（2 ページ参照）に連絡し、申請先の担当者が指定した日時に持参して、正本、副本を提出する。（1 つの事業所ごとに 1 つの申請書で提出すること。）
※ 提出先と事前に十分相談の上、不備のない書類を提出すること。
- 8) 各種の加算の算定を届け出る場合には、加算の内容に応じた届出書及び添付書類を提出する。

【提出書類に不備があった場合の取扱いについて】

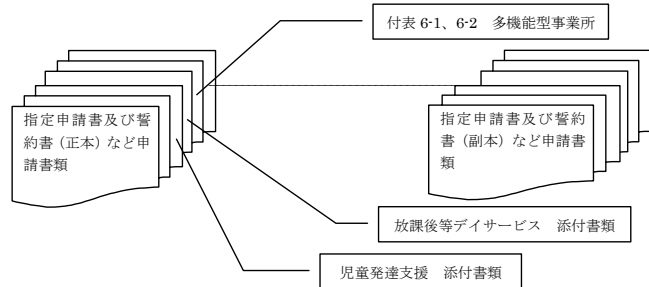
- ◇ 申請に必要な書類がそろってない場合や、申請書やその添付書類の内容に重大な不備がある場合は、申請書類の受付はできませんので、正本、副本ともにお返しします。
再度、必要な書類がそろった申請書が提出された時点で受付をします。
- ◇ 上記以外の軽微な不備がある場合は、随時連絡をしますので、担当の指示に従い速やかに補正を行ってください。

(2) 提出書類作成に当たっての留意事項

事業所等の指定は、事業所ごとに行いますので、同一法人が申請する場合でも、複数の所在地の異なる事業所等でサービスを行う場合には、事業所ごとに提出書類を作成する必要があります。

【提出書類作成例】

※ それぞれを「指定申請に係る添付書類一覧表」に記載している順にまとめる。（計 2 部）。
（例）1 つの場所で、児童発達支援と放課後等デイサービスを行う場合の提出書類



※ 多機能型事業所となる場合には、各付表に併せて付表 6-1、6-2 も添付してください。

4 変更の手続について

(1) 変更届出書の提出が必要な変更手続

指定を受けた事業所（以下「指定事業所」という。）は、指定に係る事項に変更があった場合は、変更があった日から 10 日以内に、指定事業所の所在地を所管する県民局健康福祉課に変更届出書等を提出することが必要です。ただし、次のとおり提出期限を早めているものがありますので注意してください。また、**体制及び加算の変更**に係るものについては、次の（2）をご覧ください。

届出事項	届出期限等
代表者、管理者・役員 の氏名、事業所の設備、定款・運営規定等の変更、その他下記以外の変更	変更があった日から 10 日以内
事業所の名称・所在地・平面図の変更、児童発達管理責任者等（実務経験等を要する職種）の変更	事前に

※ 児童福祉施設（福祉型・医療型児童発達支援センター）の設置認可（届出）の内容に変更があった場合は、児童福祉施設変更届（様式第 23 号）を併せて提出することが必要です。詳細は所在地を所管する県民局健康福祉課へお問い合わせください。

【提出書類】 様式は、4 ページ記載の県障害福祉課ホームページからダウンロードできます。

- ① 変更届出書（様式第 3 号）
- ② 添付書類（「変更届に係る添付書類一覧表」を確認の上、必要な書類を添付してください。）

【提出部数】 1 部

(2) 体制及び加算の変更手続

ア 報酬算定の変更を伴うもの（定員の変更、加算の変更）

体制の変更及び加算の変更のうち報酬算定の変更を伴うものについては、事前に届け出てください。

【届出に係る加算等の算定の開始時期】

該当する体制等（新規に算定する場合及び算定される単位数が増えるものに限る。）については、毎月 15 日までに届出された場合には翌月の 1 日から、16 日以降に届出された場合には翌々月の 1 日から、それぞれ算定されることとなりますので、体制等に変更が生じる場合には速やかに届け出てください。

（例）4 月 15 日までに新規の加算の算定を届け出て、県民局での一次審査後、県障害福祉課において受理された場合、5 月 1 日から算定可能となります。

4 月 16 日以降に新規の加算の算定を届け出て、県民局での一次審査後、県障害福祉課において受理された場合、6 月 1 日から算定が可能となります。

【提出書類】 様式は、4 ページ記載の県障害福祉課ホームページからダウンロードできます。

- ① 障害児通所給付費及び障害児入所給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書（様式第2号）
- ② 障害児通所給付費の算定に係る体制等状況一覧表（様式第2号別紙-1）
- ③ 各種加算に係る届出書及び添付書類

【提出部数】 正本・副本 各1部

イ 報酬算定の変更を伴わないもの（加算の変更）

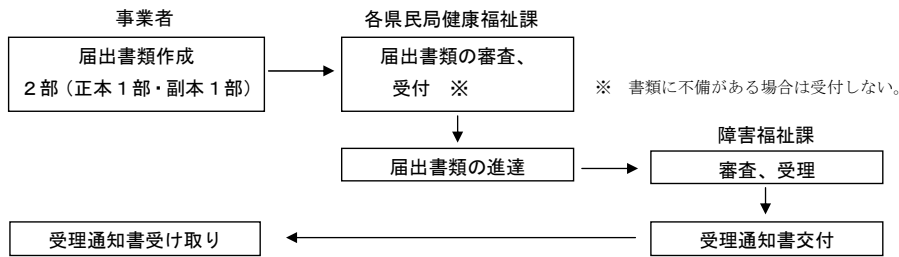
加算の変更のうち報酬算定の変更を伴わないもの（例：児童指導員、福祉専門職員等の有資格者の変動等）については、変更後速やかに届け出てください。

【提出書類】 様式は、4ページ記載の県障害福祉課ホームページからダウンロードできます。

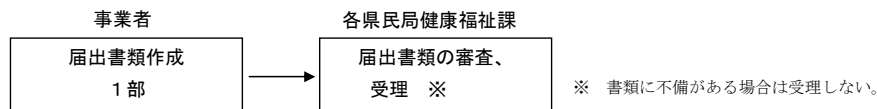
- ① 各種加算に係る届出書及び添付書類

【提出部数】 1部

<報酬算定に変更がある場合の手続フロー図>・・・上記（2）ア



<報酬算定に変更がない場合の手続フロー図>・・・上記（1）、（2）イ



5 指定の更新について

指定事業所は、児童福祉法第21条の5の16の規定に基づき、6年ごとにその指定の更新が必要となります。

更新申請の事務手続については、原則として指定申請と同様です。

指定の有効期間の満了日の属する月の前月の末日までに、指定申請と同じ書類（申請書類中、「指定」を「指定更新」に修正する必要があります。）を用意し、当該事業所の所在地を所管する県民局健康福祉課に提出の上、更新申請をしてください。

6 廃止・休止・再開の手続について

指定事業所が障害児通所支援事業を廃止・休止・再開する場合は、事業所の所在地を所管する県民局健康福祉課へ届け出ることが必要です。

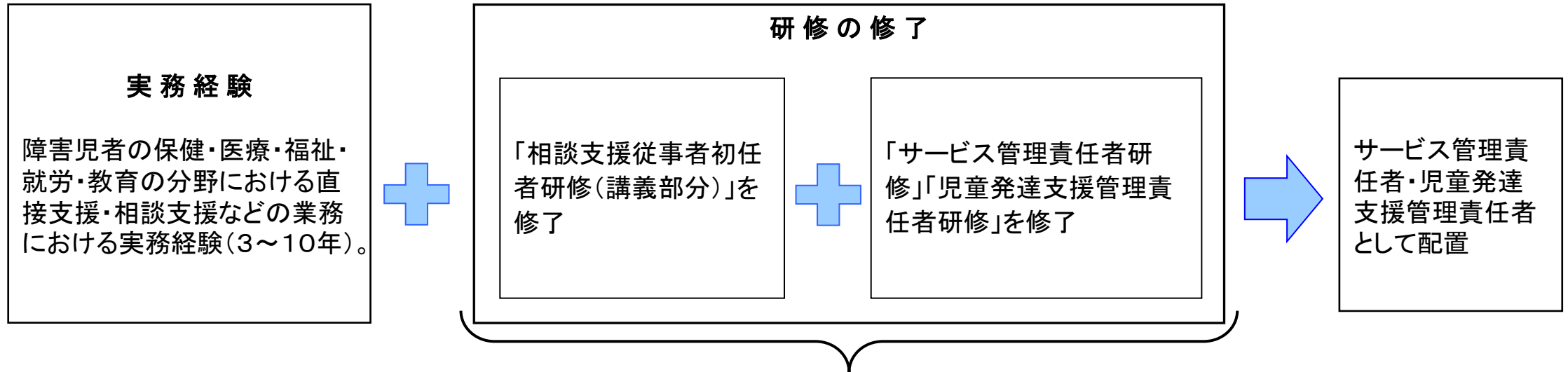
廃止・休止の場合は廃止・休止の日の1か月前までに、再開の場合は再開の日から10日以内に、それぞれ廃止・休止・再開届出書（様式第5号）を提出してください。

また、廃止・休止をする場合は、障害児通所支援事業等廃止（休止）届（様式第21号の4の4）を併せて提出してください。

事業を再開する場合、当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態等が休止前と異なる場合には、その内容について、あらかじめ事業所の所在地を所管する県民局健康福祉課に相談し、提出書類の内容を確認した上で、届出書を提出してください。

※児童福祉施設（福祉型・医療型児童発達支援センター）の廃止・休止をする場合は、児童福祉施設廃止（休止）届出（承認申請）書（様式第24号）を併せて提出することが必要です。詳細は所在地を所管する県民局健康福祉課へお問い合わせください。

(1) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件



<研修の修了にかかる経過措置等について> ※ 下線部は平成27年度3月末に改正

○ サービス管理責任者

- ・ サービス管理責任者については、事業の開始後1年間は、実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす。
- ・ やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた場合は、1年間は実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす。
- ・ 多機能型の運営において複数種類の事業のサービス管理責任者を兼務する場合、「サービス管理責任者研修」のうち、該当する種類の事業に係るすべてのカリキュラムを修了することが必要。ただし、事業開始後3年間は、少なくとも一つの種類の事業に係る研修を修了していればよいこととする。
- ・ 平成27年3月31日までとなっている「平成24年4月1日前までに事業を開始した多機能型事業所等に配置される際の経過措置」を廃止。
- ・ 指定障害福祉サービス事業所等の開始日を起点とした1年間の猶予措置は、平成30年3月31日までで廃止。

○ 児童発達支援管理責任者

- ・ 平成27年4月1日から3年間に限り、障害児通所支援事業所等の開始日を起点として1年間の猶予措置を設定。
- ・ ※ 平成27年4月1日前から事業を行っている場合は、平成28年3月31日までとする。
- ・ やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、発生日から起算して1年間の猶予措置を設定。

(参考様式9)

実務経験証明書

岡山県知事 殿 平成 年 月 日 番 号

法人所在地及び名称

代表者名 印
電話番号

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏名	(生年月日 年 月 日)
現住所	
施設又は事業所の名称	施設・事業所の種別 ()
施設又は事業所の所在地	
業務に従事した期間	年 月 日～ 年 月 日 (年 月間)
うち業務に従事した日数	日
うち休職等の期間	年 月 日～ 年 月 日 (年 月間)
業務内容	職名 () <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤

(備考)

- 「施設又は事業所の名称」には、障害者支援施設、生活介護等の種別も記入すること。
- 「業務に従事した期間」には、要介護者に対する直接的な援助を行っていた期間を記入すること。
「うち業務に従事した日数」は、常勤（完全週休2日制又は4週8休制等）の場合、20日に勤務月数（産休・育休・療養休暇や長期研修等の期間を除く）を乗じて算出することができる。
産休・育休・療養休暇や長期研修等の期間がある場合は、「うち休職等の期間」に記入すること。
これらの期間は、業務に従事した期間に算入してよいが、業務に従事した日数には計上できない。
- 「業務内容」には、看護師、生活指導員等の職名及び常勤・非常勤の別を記入し、証明を受ける者の本来業務について、「老人デイサービス事業において、高齢者に対する〇〇業務に従事」等具体的に記入すること。
また、療養病床の病棟等において介護業務を行った場合はその旨明記すること。
- 証明内容を訂正した場合は、証明権者の職印を押印すること。なお、修正液等による訂正は認められない。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者に必要な実務経験

H28.1 更新

業務範囲	業務内容等	年数	
障害者の保健、医療福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務	1 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業に従事する者	5年以上
		2 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターの従業者	
		3 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者	
		4 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、障害者雇用支援センターの従業者	
		5 特別支援学校、特別支援学級の従業者	
		6 病院若しくは診療所の従業者のうち、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等(※1)を有する者 (4) 上記1から5に掲げる施設等における相談支援業務に従事した期間が1年以上ある者	
	② 直接支援業務	1 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床の従業者	10年以上
		2 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業(訪問看護事業、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問看護事業等)及びこれらに準ずる事業(※2)の従業者	
		3 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の従業者	
		4 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所の従業者	
		5 特別支援学校、特別支援学級の従業者	
	③ 有資格者等	1 上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修修了者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者	5年以上
		2 上記①、②、③-1の期間が通算して3年以上で、国家資格等(※1)に基づき当該資格に係る業務に5年以上従事している者	

① 相談支援業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

② 直接支援業務

身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

※1 国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)、精神保健福祉士

※2 これらに準ずる事業(岡山県の取扱い)

老人居宅介護等事業以外の老人居宅生活支援事業(老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、複合型サービス福祉事業)

有料老人ホーム(介護保険法に規定する(地域密着型)特定施設入居者生活介護事業の場合に限る。)

(注) 実務経験の日数要件

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることをいう。

例えば5年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であるものをいう。(平成18年6月23日付け厚生労働省事務連絡)

業務管理体制の整備に関する事項の届出について

指定障害福祉サービス事業者等（注１）（以下「事業者」という。）は、法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が義務づけられています。

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の数に応じて定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を国、県又は市町村に届け出ることとされました。

なお、届出は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の根拠条文ごとに行う必要があります。

（注１）業務管理体制の届出が義務づけられる事業者の種類

- 障害者総合支援法に基づくもの
 - ・指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者
 - ・指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者
- 児童福祉法に基づくもの
 - ・指定障害児通所支援事業者及び指定発達支援医療機関の設置者
 - ・指定障害児入所施設
 - ・指定障害児相談支援事業者

1. 届出書の内容

対象となる事業者	届出事項
すべての事業者	事業者の名称又は氏名 " 主たる事務所の所在地 " 代表者の氏名、生年月日、住所、職名
	「法令遵守責任者」（注２）の氏名、生年月日
事業所等の数が２０以上の事業者	上記に加え「法令遵守規程」（注３）の概要（注４）
事業所等の数が１００以上の事業者	上記に加え 「業務執行の状況の監査の方法」の概要（注５）

※事業所等の数え方について

- ・事業所等の数は、その指定を受けたサービス種別ごとに一事業所等と数えます。
- ・事業所番号が同一でも、サービス種別が異なる場合は、異なる事業所として数えません。例えば、同一の事業所が居宅介護と重度訪問介護の指定を受けている場合、２事業所となります。

（注２）法令を遵守するための体制の確保に係る責任者

（注３）業務が法令に適合することを確保するための規程

（注４）「法令遵守規程」の概要

法令遵守規程には、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り

込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

届け出る「法令遵守規程の概要」については、必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、この規程の全体像がわかる既存のもので構いません。また、法令遵守規程全文を添付しても差し支えありません。

(注5)「業務執行の状況の監査の方法」の概要

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあつては監査委員会）が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしもすべての事業所に対して、年1回行わなければならないものではありませんが、例えば、事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。

届け出る「業務執行の状況の監査の方法の概要」については、事業者がこの監査に係る規程を作成している場合には、当該規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出てください。

2. 業務管理体制の整備に関する事項の届出書の届出先

事業者は、届出が必要となった場合は、遅滞なく届出先に届け出なければなりません。次の届出先に、届出書を1部郵送してください。

事業所等の区分	届出先
① 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働本省 (社会・援護局障害保健福祉部 企画課監査指導室)
② 特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であつて、すべての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村
③ ①および②以外で、すべての事業所等が岡山市内に所在する事業者 <u>以外</u>	岡山県 (各県民局健康福祉部 健康福祉課)
④ ①および②以外で、すべての事業所等が岡山市内に所在する事業者	岡山市 (岡山市保健福祉局 事業者指導課)

※届出に関するお問い合わせについては、それぞれの届出先をお願いします。

【厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 監査指導室

TEL: 03-5253-1111 (内線3063)

【岡山県】(次の(1)(2)により、どの県民局に該当するか判断します。)

- (1) 主たる事務所(本社)の所在地を所管する県民局
- (2) 主たる事務所(本社)が岡山県外に所在し、岡山県内にのみ事業所等が所在する場合
 - ① 1つの県民局の所管区域にのみ事業所等が所在する場合は、所在地を管轄する県民局
 - ② 事業所等所在地が複数の県民局にまたがる場合
 - ア 県民局の所管地域ごとの事業所等数を比較して、最も事業所等数の多い県民局
 - イ 県民局の所管地域ごとの事業所等数が同一の場合、開設時期が最も古い事業所等の所在地を所管する県民局

<岡山県の場合の届出先>

- ① 玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町
 〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17
 岡山県備前県民局健康福祉部健康福祉課事業者第二班
 TEL: 086-272-3995 (ダイヤルイン)
- ② 倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
 〒710-8530 倉敷市羽島1083
 岡山県備中県民局健康福祉部健康福祉課事業者第二班
 TEL: 086-434-7054
- ③ 津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町
 〒708-0051 津山市椿高下114
 岡山県美作県民局健康福祉部健康福祉課事業者班
 TEL: 0868-23-1291

3. 届出様式等について

届出が必要となる事由	様式
① 業務管理体制の整備に関して届け出る場合 ※すべての事業者が届け出る必要があります。	
(1) 障害者総合支援法第51条の2第2項、第51条の31第2項に基づく場合 ・ 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者 ・ 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者	様式 第1号

<p>(2) 児童福祉法第21条の5の25第2項、第24条の19の2、第24条の38第2項に基づく場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定障害児通所支援事業者及び指定発達支援医療機関の設置者 ・ 指定障害児入所施設 ・ 指定障害児相談支援事業者 	<p>様式 第2号</p>
<p>② 事業所等の指定等により事業展開地域が変更し、届出先区分の変更が生じた場合 ※この場合の届出は、変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届け出る必要があります。</p> <p>例：A県のみで事業展開していた事業者が、新たにB県においても事業を開始した場合 届出先：A県知事 → 厚生労働省本省に変更</p>	
<p>(1) 障害者総合支援法第51条の2第4項、第51条の31第4項に基づく場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記①(1)と同様 	<p>様式 第1号</p>
<p>(2) 児童福祉法第21条の5の25第4項、第24条の19の2、第24条の38第4項に基づく場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記①(2)と同様 	<p>様式 第2号</p>
<p>③ 届出事項に変更があった場合 ※ただし、以下の場合は変更の届出の必要はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない場合 ・ 法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合 	
<p>(1) 障害者総合支援法第51条の2第3項、第51条の31第3項に基づく場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記①(1)と同様 	<p>様式 第3号</p>
<p>(2) 児童福祉法第21条の5の25、第24条の19の2、第24条の38第3項に基づく場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記①(2)と同様 	<p>様式 第4号</p>

※届出に必要な様式（電子データ）は、県障害福祉課のホームページからダウンロードできます。

県障害福祉課ホームページ → 障害者総合支援法・児童福祉法（障害児関係）
→ 事業者の指定（更新）申請・変更届・体制届について
→ 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する届出について
ホームページアドレス：<http://www.pref.okayama.jp/page/285676.html>

＜業務管理体制の整備に関する事項の届出に関するQ & A＞

Q 1 : 法令遵守責任者はどのような者を充てればよいか。

A 1 : 法令遵守責任者は、事業者（法人）の法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者です。（事業所単位ではありません。）

法令遵守責任者を誰にするかは、事業者（法人）で検討の上、選定をした者で構いませんが、職員に法令遵守を徹底するための責任者という役割を担うものであるため、事業者（法人）内で、ある程度の役職にある者を選定する事が望ましいと考えています。

Q 2 : 当法人では、障害者総合支援法に基づくものとして、①障害福祉サービス事業（居宅介護・重度訪問介護・生活介護・就労継続支援B型）と②指定相談支援事業（特定相談支援・地域移行支援・地域定着支援）、児童福祉法に基づくものとして、③指定障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）、④指定障害児入所支援（福祉型障害児入所施設）、⑤指定障害児相談支援（事業所は岡山市内にのみ所在）を実施しているが、届出はどのようにしたらよいか。

A 2 : ①、②に関しては、障害者総合支援法に基づく業務管理体制の届出になりますので、様式第1号に必要事項を記入の上、県（県民局）に提出してください。この場合、該当する条文（事業者の区分）ごとに届出が必要になりますので、①、②それぞれで様式第1号と添付書類を作成の上、提出してください。（2種類の提出が必要）

③、④、⑤に関しては、児童福祉法に基づく業務管理体制の届出になりますので、様式第2号に必要事項を記入の上、提出してください。なお、③、④はそれぞれで届出書を作成し、県（県民局）へ提出をする事になりますが、⑤については、一の市町村内に所在する事業者であるため、岡山市へ届け出ることになります。

（参考）

事業所等の区分	届出先
① 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省 （社会・援護局障害保健福祉部 企画課監査指導室）
② 特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村
③ ①および②以外で、すべての事業所等が岡山市内に所在する事業者以外	岡山県 （各県民局健康福祉部 健康福祉課）
④ ①および②以外で、すべての事業所等が岡山市内に所在する事業者	岡山市 （岡山市保健福祉局 事業者指導課）

Q 3 : Q 2に関し、法令遵守責任者は同一の者を充ててもよいか。又は別々の者を配置すべきか。

A 3 : 法令遵守責任者の選定の考え方はQ 1のとおりです。同一の者を充てても構いませんし、別々の者を配置しても構いません。法令遵守を徹底する事ができる体制整備について、各事業者で検討の上、選定してください。

Q 4 : 法令遵守責任者は配置後何をすればよいか。

A 4 : 法令遵守責任者は、Q 1のとおり事業者（法人）の法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者になります。

規定上、法令遵守責任者が、配置後にこれをしなければならない、というものはありませんが、事業者（法人）内の法令遵守（障害者自立支援法、児童福祉法はもとより、労働関係法令、消防関係法令、個人情報保護法等）を徹底するための取り組みを、法令遵守責任者を中心に実施していただくこととなります。

Q 5 : 事業所の数え方はどうか。また、介護保険の訪問介護の指定を受けているが、一覧に記入すべきか。

A 5 : 事業所等の数は、その指定を受けたサービス種別ごとに一事業所等と数えます。

事業所番号が同一でも、サービス種別が異なる場合は、異なる事業所として数えます。（例：同一の事業所が居宅介護と重度訪問介護の指定を受けている場合、2事業所となります。）

届出様式に添付する事業所等一覧表の記入例を作成していますので、参考にしてください。

なお、介護保険の指定を受けている事業所は含まれません。

Q 6 : 届出書の記入の仕方がわからない。

A 6 : 別添記入例を参考にしてください。

第1号様式

第2号様式も同様

受付番号

受付番号を記入する必要はありません。

届出日を記入してください。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的支援するための法律に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書

市町村に提出する場合は〇〇市町村長

岡山県知事 殿

平成 年 月 日

事業者の名称、代表者氏名は登記内容等と一致させ、法人の代表者印を押印してください。

事業者（法人）番号を記入する必要はありません。

事業者 名称 社会福祉法人 岡山福祉会
代表者職・氏名 理事長 岡山 太郎 印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号

業務管理体制を整備し届け出る場合は、（整備）に○を付けてください。

1 届出の内容							
(1) 法第51条の2第2項、第51条の31第2項関係 (整備)							
(2) 法第51条の2第4項、第51条の31第4項関係 (区分の変更)							
2 事業者	フリガナ	シャカイフクシホウジン オカヤマフクシカイ					
	名称又は氏名	社会福祉法人 岡山福祉会					
	住所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号 700-8570) 岡山 都道 岡山 郡 (市) 内山下2-4-6 府県 区 (ビルの名称等) ○○ビル					
	連絡先	電話番号	086-226-7345	FAX番号	086-224-6520		
	法人の種別	営利法人					
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	代表取締役	フリガナ 氏名	オカヤマ 太郎 岡山 太郎	生年 年月日	昭和++年△月□日
	代表者の住所	(郵便番号 700-****) 岡山 都道 岡山 郡 (市) ***1-2-3 府県 区 (ビルの名称等)					
3 事業所名称等及び所在地		事業所名称	指定年月日	事業所番号	所在地		
別添のとおり							
<ul style="list-style-type: none"> ・事業所等一覧を別添様式により添付してください。 ・届出書の条文ごとに事業所等一覧を作成する必要があります。 							
4 法の該当する条文(事業者の区分)		計	カ所				
		(1) 法第51条の2 (指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者)					
		(2) 法第51条の31 (障害者)					

事業者の名称、住所、法人の種別、代表者の職名、代表者の住所は、登記内容等と一致させてください。

・該当する事業者の区分に○を付けてください。
・(1)、(2)両方の事業を実施している場合は、別葉に記入してください。

5 法施行規則第34条の28及び第34条の62第1項第2号から第4号に基づく届出事項	第2号	法令遵守責任者の氏名（フリガナ）	生年月日
		厚生 花子（コウセイ ハナコ）	昭和〇〇年+月*日
	第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	
	第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要	

- ・届出事項について、該当する番号すべてに○を付けてください。
- ・第2号については、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。
- ・第3号及び第4号を届け出る場合は、概要等がわかる資料を添付してください。（添付資料は、A4用紙により既存資料の写しでも構いません。）

6 区分変更	区分変更前行政機関名称、担当部（局）課	
	事業者（法人）番号	
	区分変更の理由	
	区分変更後行政機関名称、担当部（局）課	
	区 分 変 更 日	年 月 日

「1届出の内容」で「整備」を選択した場合は、6の欄は記入不要です。

（日本工業規格A列4番）

業務管理体制の整備に関する届出添付資料(事業所等一覧表)

記入例

【障害者総合支援法第51条の2関係】

事業者(法人)名	社会福祉法人 岡山福祉会
----------	--------------

届出先は、県、厚生労働省又は岡山市

○ 該当届出区分ごとの県外を含めた全事業所

① 岡山県内にある事業所

この事例の場合、岡山市にすべての事業所等がないため、届出先は県(備前県民局)になります。

番号	事業所名称	サービス名	指定年月日	事業所番号											所在地		
1	ヘルパーステーション岡山福祉サービス	居宅介護	平成18年10月1日	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山市北区内山下2-4-6
2	ヘルパーステーション岡山福祉サービス	重度訪問介護	平成18年10月1日	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山市北区内山下2-4-6	
3	ヘルパーステーション岡山福祉サービス	行動援護	平成18年10月1日	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山市北区内山下2-4-6	
4	ヘルパーステーション岡山福祉サービス	同行援護	平成24年11月1日	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山市北区内山下2-4-6	
5	障害者支援施設岡山福祉サービス	障害者支援施設	平成18年10月1日	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	赤磐市下市344	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
21																	
22																	
23																	
24																	
25																	
26																	
27																	
28																	
29																	
30																	

障害者総合支援法第51条の2関係で対象となるサービスは、
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者包括支援、同行援護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、宿泊型自立訓練、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)、障害者支援施設
が対象となります。
相談支援及び障害児支援関係のサービスは別葉に記入をお願いします。

・事業所等の数は、その指定を受けたサービス種別ごとに一事業所等と数えます。
・事業所番号が同一でも、サービス種別が異なる場合は、異なる事業所として数えます。
(例:同一の事業所が居宅介護と重度訪問介護の指定を受けている場合は、2事業所となります。)
・障害者支援施設は1つとカウントします。
・この一覧で事業所数が20以上になる場合は、法令遵守規定の概要が必要になります。

② 岡山県外にある事業所

番号	事業所名称	サービス名	指定年月日	事業所番号											所在地	
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

ここに記載がある場合、届出先は厚生労働省本省になります。

第3号・4号様式（届出事項に変更があった場合）記入要領

- 1 届け出た事項に変更があった事業者は、この様式を用いて届出先行政機関に届け出てください。
- 2 受付番号を記入する必要はありません。
- 3 事業者（法人）番号には、届出先行政機関が付番した番号を記入してください。
- 4 「変更があった事項」の該当項目番号に○を付け、「変更の内容」に具体的に記入してください。
なお、書ききれない場合は、記入を省略し変更内容のわかる資料を添付していただいても構いません。
添付資料は、A4用紙により既存資料の写しでも構いません。
- 5 事業者の「名称」、「住所」、「法人の種別」、「代表者の職名」、「代表者の住所」等は、登記内容等と一致させてください。
- 6 「5、事業所名称等及び所在地」について
事業所等の指定や廃止等によりその数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変更された場合にのみ届け出てください。
（事業所等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない場合は、届け出る必要はありません。）
この場合は、「変更前欄」と「変更後欄」のそれぞれに、事業所等の合計の数を記入し、変更後欄に追加又は廃止等事業所等の名称、指定年月日、事業所番号、所在地を記入してください。
書ききれない場合は、この様式への記入を省略し、これらの事項が書かれた資料を添付していただいても構いません。添付資料は、A4用紙により既存資料の写しでも構いません。
- 7 「7、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要」及び「8、業務執行の状況の監査の方法の概要」について
事業者の業務管理体制について変更が生じた場合（組織の変更、規定の追加等）に届け出てください。規程の字句の修正等体制に影響を及ぼさない軽微な変更は、届け出る必要はありません。
なお、事業所等の数の変更により、「7」または「8」を追加等する場合は、該当項目番号に○を付け、追加の場合には「7」または「8」の概要等がわかる資料を添付してください。
添付資料は、A4用紙により既存資料の写しでも構いません。

記入例

第号3様式

様式第4号も同様

受付番号

受付番号を記入する必要はありません。

届出日を記入してください。

障害者自立支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事項変更）

市町村に提出する場合は〇〇市町村長

岡山県知事 殿

平成 年 月 日

事業者の名称、代表者氏名は登記内容等と一致させてください。法人の代表者印を押印してください。

事業者（法人）番号を記入してください。

事業者 名称 社会福祉法人 岡山福祉会
代表者氏名 理事長 岡山 太郎 印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号

変更があった事項

- 1、法人の種別、名称（フリガナ）
- 2、主たる事務所の所在地、電話、FAX 番号
- 3、代表者氏名（フリガナ）、生年月日
- 4、代表者の住所、職名
- 5、事業所名称等及び所在地
- 6、法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日
- 7、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- 8、業務執行の状況の監査の方法の概要

届出事項に変更があった場合は、「変更があった事項」欄の該当する項目番号に○を付け、「変更の内容」欄に具体的に記入してください。

変更の内容

(変更前)法令遵守責任者氏名 厚生 花子(コウセイ ハナコ)生年月日 昭和〇〇年+月*日

(変更後)法令遵守責任者氏名 労働 太郎(ロウドウ タロウ)生年月日 昭和〇△年□月+日

事業者の名称、住所、法人の種別、代表者の職名、代表者の住所は、登記内容等と一致させてください。

障害福祉サービス事業等の新規指定申請及び施設(事業所)の所在地の変更・増改築等をお考えの方へ

新規に障害福祉サービス事業等を始める又は施設(事業所)の所在地の変更や増改築等を行うに当たっては、その施設(事業所)が、人員の基準及び設備に関する指定基準等に適合している必要があるとともに、都市計画法、建築基準法、消防法及び県(市)の福祉のまちづくり条例にも適合している必要があります。

岡山県では、新規指定申請時及び施設(事業所)の所在地の変更や増改築等に係る届出時(以下「新規指定申請時等」という。)に、「建築物関連法令協議記録報告書」の提出を求め、都市計画法、建築基準法、消防法及び県(市)の福祉のまちづくり条例に基づく手続状況等について確認を行うこととしています。

(確認手順)

- ① 新規指定申請時等までに、あらかじめ関係する行政機関の窓口(原則として)出向いて事前協議を行ってください。
事前協議をされる場合には、下記「建築物関連法令協議記録報告書」の(3-1)を記入した上で、各階平面図(各室の用途記入)及び既存施設等を利用する場合は建築基準法に基づく「確認済証」・「検査済証」がありますので、そちらを持参してください。
- ② 事前協議の後、(3-2)の1~4の「(1)協議記録」の部分を記入し、各協議窓口で確認を受けてから、(各協議窓口担当者の求めに応じて)写しを提出してください。
- ③ (3-2)の1~4の「(2)手続及び指導事項に係る処理状況」の部分は、障害福祉サービス事業等に係る新規指定申請時等に記入し、(3-1)と併せて提出してください。

なお、必要な手続は、新規指定申請時等までに完了させる必要があります。

「建築物関連法令協議記録報告書」

(3-1)【事前協議前に記入するもの】

(1)事業所の所在地 _____

(2)区域区分(該当する区分を○で囲ってください。) 市街化区域・市街化調整区域・非線引き区域・都市計画区域外

(3)用途地域 指定あり()地域・指定なし

(4)申請者の名称、代表者の氏名 _____

(5)施設・サービスの種類(建築物用途) _____

(6)工事区分(該当する区分を○で囲ってください。) 新築・増築・改築・既存利用(リフォーム・用途変更)

(7)構造(該当する区分を○で囲ってください。) 木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・()

(8)階数 地上 階/地下 階

(9)延べ床面積 m²

(10)建築年月日(新築以外の既存部分) _____

※(2)(3)の記載に当たり、必要な場合は、施設(事業所)所在地の市町村都市計画担当部署に確認してください。

(3-1)【事前協議前に記入するもの つづき】

※下記の項目については、福祉担当部署に確認の上、記入のこと。

- 次に該当する施設等(児童福祉施設等)である。
→ ※**A・I欄の該当箇所をチェックしてください。**

ア 建築基準法施行令第19条第1項に掲げる施設名	イ 各法令で定める施設又は実施する事業名	ウ 根拠法令
□ 児童福祉施設	<input type="checkbox"/> 助産施設 <input type="checkbox"/> 乳児院 <input type="checkbox"/> 母子生活支援施設 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 幼保連携型認定こども園 <input type="checkbox"/> 児童厚生施設 <input type="checkbox"/> 児童養護施設 <input checked="" type="checkbox"/> 障害児入所施設 <input checked="" type="checkbox"/> 福祉型障害児入所施設 <input checked="" type="checkbox"/> 医療型障害児入所施設 <input checked="" type="checkbox"/> 児童発達支援センター <input checked="" type="checkbox"/> 福祉型児童発達支援センター <input checked="" type="checkbox"/> 医療型児童発達支援センター <input type="checkbox"/> 情緒障害児短期治療施設 <input type="checkbox"/> 児童自立支援施設 <input type="checkbox"/> 児童家庭支援センター	児童福祉法第7条 第36条 第37条 第38条 第39条 第39条の2 第40条 第41条 第42条 第42条第一号 第42条第二号 第43条 第43条第一号 第43条第二号 第43条の2 第44条 第44条の2
□ 助産所	□ 助産所	医療法第2条
□ 身体障害者社会参加支援施設	<input type="checkbox"/> 身体障害者福祉センター <input type="checkbox"/> 盲導犬訓練施設	身体障害者福祉法第5条 第31条 第33条
□ 保護施設	<input type="checkbox"/> 救護施設 <input type="checkbox"/> 更正施設 <input type="checkbox"/> 検査施設 <input type="checkbox"/> 宿所提供施設	生活保護法第38条 第38条第2項 第38条第5項 第38条第6項
□ 婦人保護施設	□ 婦人保護施設	売春防止法第36条
□ 老人福祉施設	<input type="checkbox"/> 老人デイサービスセンター <input type="checkbox"/> 老人短期入所施設 <input type="checkbox"/> 養護老人ホーム <input type="checkbox"/> 特別養護老人ホーム <input type="checkbox"/> 軽費老人ホーム <input type="checkbox"/> 老人福祉センター <input type="checkbox"/> 老人介護支援センター	老人福祉法第5条の3 第20条の2の2 第20条の3 第20条の4 第20条の5 第20条の6 第20条の7 第20条の7の2
□ 有料老人ホーム	□ 有料老人ホーム	老人福祉法第29条
□ 母子保健施設	□ 母子健康センター	母子保健法第3章第22条
□ 障害者支援施設	□ 障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項
□ 地域活動支援センター	□ 地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項
□ 福祉ホーム	□ 福祉ホーム	障害者総合支援法第5条第26項
□ 障害福祉サービス事業	<input type="checkbox"/> 生活介護 <input type="checkbox"/> 自立訓練 <input type="checkbox"/> 就労移行支援 <input type="checkbox"/> 就労継続支援	障害者総合支援法第5条第1項 第5条第7項 第5条第12項 第5条第14項 第5条第15項

- 上記に該当しない施設等である。
→ ※施設等で行う福祉サービス事業等について記入してください。

根拠法令	各法令で定める施設又は実施する事業名	根拠条番号	居住の有無	宿泊の有無
□ 障害者総合支援法	障害者総合支援法第5条第1項 <input type="checkbox"/> 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 <input type="checkbox"/> 療養介護 <input type="checkbox"/> 短期入所 <input type="checkbox"/> 重度障害者等包括支援 <input type="checkbox"/> 共同生活援助 <input type="checkbox"/> 相談支援	障害者総合支援法第5条第1項 第5条第2項から第5項 第5条第6項 第5条第8項 第5条第9項 第5条第15項 第5条第16項		
□ 児童福祉法	児童福祉法第6条の2第1項 <input type="checkbox"/> 児童発達支援 <input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス <input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援 <input type="checkbox"/> 障害児相談支援	児童福祉法第6条の2の2第1項 第6条の2の2第2項 第6条の2の2第4項 第6条の2の2第5項 第6条の2の2第6項		
□ その他()				

(3-2)【事前協議後に記入するもの】

この様式は、障害福祉サービス事業等の新規指定申請及び施設(事業所)の所在地の変更や増改築に係る届出をする場合(以下「新規指定申請時等」という。)に、以下に記入する都市計画法等の協議の状況等について、確認するためのものです。各担当部署との協議及び手続等の状況について記載をお願いします。

- ① 「(1)協議記録」の部分は、事前協議後、速やかに記入し、各協議窓口で、内容の確認を受けてください。
- ② 「(2)手続及び指導事項に係る処理状況」の部分は、新規指定申請時等までに記入してください。
- ③ 下記担当部署との協議に使用する建築図面は、新規指定申請時等に使用する図面と同一のものとしてください。

1 都市計画法(開発許可)担当部署との協議

(1)協議記録

協議日時	平成 年 月 日	担当部署	
	: ~ :	担当者名	(TEL)
協議内容	・市街化調整区域に立地するか、否かについて 有・無 (〇印を付けてください。) → 有の場合は、建築物の所有状況 自己所有・賃貸・その他 ()		
	・建物使用開始までに必要な手続の有無について 有・無 (〇印を付けてください。) → 有の場合は、手続の内容 ()		
	<担当部署からの指導事項>		

(2)手続及び指導事項に係る処理状況

(注) 上記1の協議のうち、特に市街化調整区域においては、都市計画法上の立地要件と技術的基準の両方を満たす必要があり、要件を満たさないものは許可されません。また、サービスの種類によっては許可されない場合があります。

2 建築基準法担当部署との協議

(1)協議記録

協議日時	平成 年 月 日	担当部署	
	: ~ :	担当者名	(TEL)
建築基準法上の用途			
建築確認状況 (〇印を付けてください。)	・既存	・確認済み (平成 年 月 日/番号 /用途) ・無確認 ・確認申請不要	
	・新築	・確認済み (平成 年 月 日/番号 /用途) ・確認申請中 ・確認申請不要	
協議内容	・建物使用開始までに必要な手続の有無について (〇印を付けてください。) 有 (施工状況報告・確認申請(用途変更)・完了検査申請・無)		
	<担当部署からの指導事項>		

(2)手続及び指導事項に係る処理状況

(3-2)【事前協議後に記入するもの つづき】

3 消防法担当部署との協議

(1)協議記録

協議日時	平成 年 月 日	担当部署	
	: ~ :	担当者名	(TEL)
(消防法施行令別表第1の適用項) <input type="checkbox"/> (5)項口 <input type="checkbox"/> (6)項口 <input type="checkbox"/> (6)項ハ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 該当なし			
協議内容	・建物使用開始までに必要な手続の有無について 有・無 (〇印を付けてください。) → 有の場合は、手続の内容 ()		
	<担当部署からの指導事項>		

(2)手続及び指導事項に係る処理状況

(注) 上記3については、該当する施設(事業所)が訪問系サービス及び相談支援事業の用途のみに供するものである場合は、協議不要です。

4 県(市)の福祉のまちづくり条例担当部署との協議

(1)協議記録

協議日時	平成 年 月 日	担当部署	
	: ~ :	担当者名	(TEL)
協議内容	・建物使用開始までに必要な手続の有無について 有・無 (〇印を付けてください。) → 有の場合は、手続の内容 ()		

(2)手続及び指導事項に係る処理状況

(注) 上記4については、該当する施設(事業所)が訪問系サービスの用途に供する3,000㎡未満の事務所のみの場合は、協議不要です。

建築関係法令協議先担当部署一覧表(平成28年2月現在)

建築場所	都市計画法(開発許可)担当部署	建築基準法担当部署	消防法担当部署	福祉のまちづくり条例担当部署
岡山市	岡山市都市整備局 開発指導課 TEL086-803-1452	岡山市都市整備局 建築指導課審査係 TEL086-803-1446	岡山市消防局予防課 TEL086-234-0119 岡山市北消防署予防係 TEL086-226-1119 岡山市中消防署予防係 TEL086-275-1119 岡山市東消防署予防係 TEL086-942-9119 岡山市南消防署予防係 TEL086-262-0119 岡山市西消防署予防係 TEL086-256-1119	岡山市都市整備局 建築指導課指導係 TEL086-803-1444
倉敷市	倉敷市建設局都市計画部 開発指導課 TEL086-426-3485	倉敷市建設局建築部 建築指導課指導係 TEL086-426-3501	倉敷市消防局予防課 TEL086-426-1194 倉敷消防署予防係 TEL086-422-0119 水島消防署予防係 TEL086-444-1190 倉敷玉島消防署予防係 TEL086-522-3515 児島消防署予防係 TEL086-473-1190 ※来局・来課する場合は、事前に倉敷市消防局予防課に電話すること。	【市条例運用】 倉敷市建設局建築部 建築指導課指導係 TEL086-426-3501
津山市	岡山県土木部都市局 建築指導課開発指導班 TEL086-226-7503	津山市都市建設部 建築住宅課建築指導審査係 TEL0868-32-2099	津山圏域消防組合 TEL0868-31-1119	【市条例運用】 津山市建築住宅課審査係 TEL0868-32-2099
玉野市	玉野市建設部都市計画課 都市計画係 TEL0863-32-5538	玉野市建設部都市計画課 建築指導係 TEL0863-32-5538	玉野市消防本部 TEL0863-31-5711	玉野市建設部都市計画課 建築指導係 TEL0863-32-5538
笠岡市	笠岡市建設産業部 都市計画課 TEL0865-69-2138	笠岡市建設産業部 都市計画課 TEL0865-69-2141	笠岡地区消防組合 TEL0865-63-5119	笠岡市建設産業部 都市計画課 TEL0865-69-2141
総社市		総社市建設部建築住宅課 建築指導係 TEL0866-92-8289	総社市消防本部 TEL0866-92-8342	総社市建設部建築住宅課 建築指導係 TEL0866-92-8289
新見市		新見市建設部都市整備課 建築係 TEL0867-72-6118	新見市消防本部 TEL0867-72-2810	新見市建設部都市整備課 建築係 TEL0867-72-6118
備前市 和気町		岡山県備前県民局建設部 管理課建築指導班 TEL086-233-9847	東備消防組合 TEL0869-64-1119	岡山県備前県民局建設部 管理課建築指導班 TEL086-233-9847
瀬戸内市	瀬戸内市消防本部 TEL0869-22-1333			
赤磐市	赤磐市消防本部 TEL086-955-2244			
吉備中央町		岡山市消防局予防課 TEL086-234-0119 岡山市西消防署予防係 TEL086-256-1119		
高梁市	岡山県土木部都市局 建築指導課開発指導班 TEL086-226-7503		高梁市消防本部 TEL0866-21-0119	
浅口市 (旧金光町)		岡山県備前県民局建設部 管理課建築指導班 TEL086-434-7160	倉敷市消防局予防課 TEL086-426-1194	岡山県備前県民局建設部 管理課建築指導班 TEL086-434-7160
早島町			井原地区消防組合 TEL0866-62-1260	
井原市 矢掛町			笠岡地区消防組合 TEL0865-63-5119	
浅口市 (旧金光町を除く)				
里庄町				
真庭市		岡山県美作県民局建設部 管理課建築指導班 TEL0868-23-1260	真庭市消防本部 TEL0867-42-1190	岡山県美作県民局建設部 管理課建築指導班 TEL0868-23-1260
新庄村			美作市消防本部 TEL0868-72-0119	
美作市				
西粟倉村				
鏡野町				
勝央町			津山圏域消防組合 TEL0868-31-1119	
奈義町				
久米南町				
美咲町				

平成28年3月14日
岡山県障害福祉課

利用者事故等発生時の対応について

1 事故等発生時の対応

- (1) 事故等の態様に応じ、必要な措置を迅速に講じること。
- (2) 利用者の家族等、県（所管県民局健康福祉部）、市町村（所在市町村及び支給決定市町村）等に連絡・報告を行うこと。ただし、指定権者が岡山市、倉敷市及び新見市である施設・事業所は、県へ報告書を提出する必要はない。
- (3) 事故の状況及び事故等に際して採った処置について記録すること。

2 事故後の対応及び再発防止への取組

- (1) 賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行うこと。
- (2) 事故等の発生原因を解明し、再発防止のための対策を講じるとともに、全従業員に周知徹底すること。

3 県（所管県民局健康福祉部）への報告

(1) 報告すべき事故等の範囲

報告すべき事故等の範囲は、原則として以下のとおりとする。

① サービス提供による利用者の事故等

ア 事故等とは、死亡事故のほか、転倒等に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥等サービス提供時の事故により、医療機関に入院又は治療したもの及びそれと同等の医療処置を行ったものを原則とする。（事業者側の責任や過失の有無は問わず、利用者自身に起因するもの及び第三者によるもの（例：自殺、失踪、喧嘩）を含む。）

イ サービス提供には、送迎等を含むものとする。

② 利用者が行方不明になったとき（外部の協力により捜索活動が必要となる場合）

③ 食中毒、感染症（インフルエンザ、感染性胃腸炎、結核等）の集団発生

④ 従業員の法律違反・不祥事等利用者の処遇に影響のあるもの

⑤ 火災、震災、風水害等の災害によりサービスの提供に影響する重大な事故等

⑥ その他施設・事業所の長が必要と認めるもの

(2) 報告事項

県（所管県民局健康福祉部）への報告は、別紙様式を標準とする。ただし、別紙様式の内容が含まれる任意の様式で報告することは差し支えない。

なお、死亡事故の場合は診断書の写しを添付すること。

(3) 報告手順

事故等が発生した場合は、速やかに家族等に連絡し、県（所管県民局健康福祉部）及び市町村（所在市町村及び支給決定市町村）に報告する。

また、食中毒や感染症の集団発生が疑われる場合には、速やかに管轄保健所に連絡し、あわせて、県（所管県民局健康福祉部）及び市町村（所在市町村及び支給決定市町村）に報告する。

① 第一報

死亡事故等、緊急性の高いものは、電話等により事故等発生の連絡を行い、その後速やかに報告書を提出する。

② 途中経過及び最終報告

事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理が完了した時点で、最終報告書を提出する。

※参考（事故発生時の対応について定めた基準条例等）

- (1) 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第52号）第41条第1項及び準用規定
 - (2) 障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第53号）第59条第1項
 - (3) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年岡山県条例第54号）第32条第1項及び準用規定
 - (4) 障害者総合支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年岡山県条例第55号）第18条第1項
 - (5) 障害者総合支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年岡山県条例第56号）第16条第1項
 - (6) 障害者総合支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年岡山県条例第57号）第45条第1項
 - (7) 障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）第36条第1項及び準用規定
 - (8) 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第49号）第53条第1項及び準用規定
 - (9) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年岡山県条例第50号）第50条第1項及び準用規定
- ※ 条例及び省令の名称中、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」については「障害者総合支援法」と略記している。

県民局健康福祉部長 殿

障害福祉サービス事業所等利用者事故等報告書

記載年月日（平成 年 月 日）

事業所等	事業所名			法人名					
	事業所所在地	〒							
	管理者氏名			電話番号					
	報告者 職・氏名			FAX番号					
利用者	氏名・年齢			性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	障害支援区分			
	障害の種類	<input type="checkbox"/> 身体（種別： ） <input type="checkbox"/> 知的 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> その他（ ）							
	利用サービス種類			支給決定市町村	受給者番号				
事故等の概要	事故等発生日時	平成 年 月 日（ ）		<input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	時	分頃			
	事故等発生場所	<input type="checkbox"/> 事業所内（ ） <input type="checkbox"/> 送迎 <input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）							
	事故等の種別 <small>（該当するものすべてにチェック）</small>	<input type="checkbox"/> 転倒・転落 <input type="checkbox"/> 誤嚥・異食 <input type="checkbox"/> 誤薬 <input type="checkbox"/> 感染症等		<input type="checkbox"/> 食中毒 <input type="checkbox"/> 所在不明 <input type="checkbox"/> その他		<small>（※その他の場合に記入）</small> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>			
	事故等の結果	<input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 死亡		<input type="checkbox"/> 骨折 <input type="checkbox"/> 打撲・捻挫 <input type="checkbox"/> 切傷 <input type="checkbox"/> 特変なし <input type="checkbox"/> その他（ ）					
	事故等の内容	<small>（事故等発生時の具体的状況）</small> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>				報告先	報告・説明日時		
	加害者がいる場合					氏名	性別・年齢	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女（ 歳）	被害者との関係
								配置医師	/ :
								管理者	/ :
								家族等	/ :
				指定権者	/ :				
				市町村	/ :				
					/ :				
					/ :				

（第1報の際、不明・未定の部分は、第2報で報告）

事故等発生後の対応	事故等への対応内容・利用者の状況					
	医療機関名					治療期間 日数（見込み）
	治療の概要					
	家族等への説明内容とそれに対する反応					
	損害賠償の状況	<input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 完結 <input type="checkbox"/> 継続） <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未交渉 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
	事故等の原因					
再発防止に向けた対策・方針						

※ 記入欄が不足する場合は、任意様式に記載し添付してください。死亡事故等の場合は、家族等の了解の範囲内で、診断書（それに準ずる書類を含む。）の写しを添付してください。

【行政機関記入欄】

<input type="checkbox"/> 消費安全性を欠く商品（飲食物を含む） ・役務	被害拡大の恐れ （ ）	<input type="checkbox"/> 重大事故等（死亡・30日以上の治療を要する重傷、中毒）	事業者の安全配慮 （ ）
--	----------------	--	-----------------

健発第0222002号
薬食発第0222001号
雇児発第0222001号
社援発第0222002号
老発第0222001号
平成17年2月22日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
保健所政令市市長
特別区区长

厚生労働省健康局長

厚生労働省医薬食品局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について

広島県福山市の特別養護老人ホームで発生したノロウイルスの集団感染を受けて、「高齢者施設における感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の徹底について」（平成17年1月10日老発第0110001号）等の中で、速やかな市町村保健福祉部局への連絡等の徹底をお願いしたところであるが、高齢者、乳幼児、障害者等が集団で生活又は利用する社会福祉施設及び介護老人保健施設等（その範囲は別紙のとおり。以下「社会福祉施設等」という。）においては、感染症等の発生時における迅速で適切な対応が特に求められる。

今般、下記により、社会福祉施設等において衛生管理の強化を図るとともに、市町村等の社会福祉施設等主管部局への報告を求め、併せて保健所へ報告することを求めることとしたので、管内市町村及び管内社会福祉施設等に対して、下記の留意事項の周知徹底を図っていただくようお願いする。

なお、本件に関しては、追って各社会福祉施設等に係る運営基準等を改正する予定であることを申し添える。また、下記の取扱いに当たっては、公衆衛生関係法規を遵守しつつ、民生主管部局と衛生主管部局が連携して対応することが重要であることから、関係部局に周知方よろしく願う。

記

1. 社会福祉施設等においては、職員が利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに施設長に報告する体制を整えるとともに、施設長は必要な指示を行うこと。
2. 社会福祉施設等の医師及び看護職員は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、施設内において速やかな対応を行わなければならないこと。
また、社会福祉施設等の医師、看護職員その他の職員は、有症者の状態に応じ、協力病院を始めとする地域の医療機関等との連携を図るなど適切な措置を講ずること。
3. 社会福祉施設等においては、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録すること。
4. 社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、

症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めなどの措置を講ずること。

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

5. 4の報告を行った社会福祉施設等においては、その原因の究明に資するため、当該患者の診察医等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めること。

6. 4の報告を受けた保健所においては、必要に応じて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第15条に基づく積極的疫学調査又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）第58条に基づく調査若しくは感染症若しくは食中毒のまん延を防止するために必要な衛生上の指導を行うとともに、都道府県等を通じて、その結果を厚生労働省に報告すること。

7. 4の報告を受けた市町村等の社会福祉施設等主管部局と保健所は、当該社会福祉施設等に関する情報交換を行うこと。

8. 社会福祉施設等においては、日頃から、感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、職員及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図ること。また、年1回以上、職員を対象として衛生管理に関する研修を行うこと。

9. なお、医師が、感染症法、結核予防法（昭和26年法律第96号）又は食品衛生法の届出基準に該当する患者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う必要があるため、留意すること。

別紙

対象となる社会福祉施設等

【介護・老人福祉関係施設】

- 養護老人ホーム
- 特別養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 老人デイサービス事業を行う事業所、老人デイサービスセンター
- 老人短期入所事業を行う事業所、老人短期入所施設
- 老人福祉センター
- 認知症グループホーム
- 生活支援ハウス
- 有料老人ホーム
- 介護老人保健施設

【生活保護施設】

- 救護施設
- 更生施設
- 授産施設
- 宿所提供施設

【ホームレス関係施設】

- ホームレス自立支援センター
- 緊急一時宿泊施設

【その他施設】

- 社会事業授産施設
- 無料低額宿泊所
- 隣保館
- 生活館

【児童・婦人関係施設等】

- 助産施設
- 乳児院
- 母子生活支援施設
- 保育所
- 児童厚生施設
- 児童養護施設
- 情緒障害児短期治療施設
- 児童自立支援施設
- 児童家庭支援センター
- 児童相談所一時保護所
- 婦人保護施設
- 婦人相談所一時保護所

【障害関係施設】

(身体障害者)

- 身体障害者更生施設
- 身体障害者療護施設
- 身体障害者福祉ホーム
- 身体障害者授産施設（通所・小規模含む）
- 身体障害者福祉工場
- 身体障害者福祉センター
- 盲導犬訓練施設
- 身体障害者デイサービス
- 身体障害者短期入所
- 進行性筋萎縮症者療養等給付事業
- 盲人ホーム

(知的障害者)

- 知的障害者デイサービスセンター
- 知的障害者更生施設
- 知的障害者授産施設（通所・小規模含む）
- 知的障害者通勤寮
- 知的障害者福祉ホーム
- 知的障害者デイサービス

- 知的障害者短期入所
- 知的障害者地域生活援助
- 知的障害者福祉工場

(障害児・重症心身障害児（者）)

- 知的障害児施設
- 第一種自閉症児施設
- 第二種自閉症児施設
- 知的障害児通園施設
- 盲児施設
- ろうあ児施設
- 難聴幼児通園施設
- 肢体不自由児施設
- 肢体不自由児通園施設
- 肢体不自由児療護施設
- 重症心身障害児施設
- 肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設におけると同様な治療等を行う指定医療機関
- 児童デイサービス
- 児童短期入所
- 重症心身障害児（者）通園事業

(精神障害者の対象施設等)

- 精神障害者社会復帰施設（精神障害者短期入所事業を行う施設も含む）
 - ・ 精神障害者生活訓練施設
 - ・ 精神障害者福祉ホーム（A型及びB型）
 - ・ 精神障害者入所授産施設
 - ・ 精神障害者通所授産施設（小規模通所授産施設も含む）
 - ・ 精神障害者福祉工場
 - ・ 精神障害者地域生活支援センター
- 精神障害者地域生活援助事業（グループホーム）

健感発1105第1号
平成27年11月5日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局
結核感染症課長
(公 印 省 略)

今冬のインフルエンザ総合対策の推進について

インフルエンザは、毎年冬季に流行を繰り返し、国民の健康に対して大きな影響を与えている我が国最大の感染症の一つです。

また、近年、学校や高齢者施設における集団感染、高齢者の死亡等の問題が指摘され、その発生の予防とまん延の防止が重要な課題となっています。

そこで、厚生労働省においては、今般、別添のとおり「平成27年度今冬のインフルエンザ総合対策について」を取りまとめ、本総合対策に基づいて各般の施策を実施していくこととし、併せて「平成27年度インフルエンザQ&A」を作成しました。貴管内区市町村、関係機関及び関係団体に対する周知及びインフルエンザ予防対策の徹底方、よろしくお取り計らい願います。

さらに、インフルエンザ対策は、衛生主管部局のみならず、民生主管部局、教育主管部局等を含めた総合的な取組や、医師会等の関係団体との密接な連携が重要であり、積極的な情報提供等に御協力ください。

平成 27 年度

今冬のインフルエンザ総合対策について

1. はじめに

この冬のインフルエンザの流行に備え、「今冬のインフルエンザ総合対策」を取りまとめ、国や地方自治体がインフルエンザ対策に取り組むとともに、広く国民の皆様にインフルエンザに関する情報を提供するとともに、適切な対応を呼びかけることといたしました。

季節性インフルエンザのウイルスには、A (H1N1) 亜型（平成 21 年に流行した新型インフルエンザと同じもの）、A (H3N2) 亜型（いわゆる香港型）、B 型の 3 つの種類があり、いずれも流行の可能性があります。流行しやすい年齢層はウイルスの型によって多少異なりますが、今年も、全ての年齢の方がインフルエンザに注意する必要があります。

国民の皆様におかれましては、以下を参考にして、御家庭や職場などにおいて、適切に対応していただくようお願いいたします。

2. 予防・啓発の取組

(1) 専用ホームページ「今冬のインフルエンザ総合対策」を開設

厚生労働省のホームページに、インフルエンザに関する情報等を掲載した専用のページ「今冬のインフルエンザ総合対策」を開設します。

[インフルエンザ（総合ページ）]

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/infuleenza/index.html

※参考 [国立感染症研究所 感染症疫学センター：インフルエンザとは]

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/a/flu.html>

(2) インフルエンザ予防の啓発ツールを作成し、電子媒体形式で提供

厚生労働省は、「今冬のインフルエンザ総合対策」ページにインフルエンザ予防のための啓発ツールを作成し、電子媒体形式（PDF ファイル）で掲載・提供します。

今年の啓発ポスターは、昨年同様、厚生労働省版（タテ）と、各地キャラクターコラボ版（ヨコ）を作成しました。また、カレンダーや電話伝言メモ等の啓発ツールをホームページに掲載し、インフルエンザについて関心を持っていただき、正しい理解と啓発に努めます。

都道府県、医療機関、学校、職場等におかれましても、適宜ダウンロードして御活用いただき、インフルエンザ予防啓発の呼びかけに御協力をお願いいたします。

[インフルエンザ 啓発ツール]

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou01/keihatu.html>

(3) インフルエンザ Q&A の作成・公表等

厚生労働省と国立感染症研究所感染症疫学センター、日本医師会感染症危機管理対策室は、毎年インフルエンザの流行シーズンに寄せられる質問項目の中で、頻度の高いものを整理し、これらを Q&A にまとめ、「今冬のインフルエンザ総合対策」ページで公表していません。

また、パンフレット等を活用し、インフルエンザ感染対策を推進していきます。

[インフルエンザ Q&A (平成 27 年度)]

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou01/qa.html>

3. 情報提供

(1) 流行状況

厚生労働省は、「今冬のインフルエンザ総合対策」ページにインフルエンザ発生状況等（発生動向情報、インフルエンザ様疾患報告情報など）を逐次掲載し、更新します。流行状況を踏まえた対策の実施にお役立てください。

① 厚生労働省からの毎週の報道発表

以下の情報について、毎週、原則として金曜日に報道発表します。

[インフルエンザに関する報道発表資料]

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou01/houdou.html>

(ア) インフルエンザ定点報告情報

各都道府県が選定した全国約 5,000 か所のインフルエンザ定点医療機関から報告されるインフルエンザの発生状況について、情報収集を行うとともに、集められた情報を分析し、提供・公開します。

(イ) インフルエンザ様疾患発生報告（学校休校情報）

全国の保育所・幼稚園、小学校、中学校、高等学校等においてインフルエンザ様疾患による学級・学年・学校閉鎖が実施された場合に、その施設数及びその時点においてインフルエンザ様疾患で休んでいる学童等の数を、各学校等及び各都道府県教育担当部局の協力に基づき収集し、提供・公開します。

(ウ) インフルエンザ入院患者情報

各都道府県が選定した全国約 500 か所の基幹定点医療機関から報告されるインフルエンザの入院患者の状況について、情報収集を行うとともに、集められた情報を分析し、提供・公開します。

② その他の関連情報提供

(ア) インフルエンザ流行レベルマップ

インフルエンザ流行状況の注意報・警報を地図上に表示し、注意喚起を行います。

[インフルエンザ流行レベルマップ]

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/flu-map.html>

(イ) 流行状況の過去 10 年間との比較グラフ

過去 10 年間と今年のインフルエンザの流行状況を比較してグラフに表示し公開します。

[インフルエンザ過去 10 年間との比較グラフ]

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/flu-m/813-idsc/map/130-flu-10year.html>

(ウ) 感染症発生動向調査週報 (IDWR)

感染症の発生状況の情報を、分析し、提供・公開します。

[感染症発生動向調査週報ダウンロード]

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/idwr-dl.html>

(エ) インフルエンザ関連死亡迅速把握 (関連死亡情報)

インフルエンザの流行が死亡者数に与える影響について監視を行うため、21 指定都市及び特別区からの協力を得て、インフルエンザ関連死亡の把握を行うための調査を行います。

[インフルエンザ関連死亡迅速把握システム]

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/component/content/article/590-infectious-diseases/disease-based/a/flu/idsc/131-flu-jinsoku.html>

(オ) 各シーズンのインフルエンザに関するまとめ

シーズンの流行状況に関する迅速なまとめを各シーズン終了時期に公表していません。

「今冬のインフルエンザについて(2014/15 シーズン)」

<http://www.nih.go.jp/niid/images/idsc/disease/influ/fludoco1415.pdf>

「今冬のインフルエンザの発生動向 (2013/14 シーズン)」

<http://www.nih.go.jp/niid/images/idsc/disease/influ/fludoco1314.pdf>

(2) ワクチン・治療薬等の確保の状況

ワクチン・治療薬等の今シーズンの供給予定量は、以下のとおりです。

※昨年度の推計患者数は 1,535 万人でした。

① インフルエンザワクチン

今シーズンの供給予定量（平成27年6月現在）は約5,946万回分（約2,973万本）で、昨年度と比較して約11.15%減となります。なお、昨年度の推計使用量は約2,649万本でした。

※1回分は、健康成人の1人分の接種量に相当します。

② 抗インフルエンザウイルス薬

今シーズンの供給予定量（平成27年9月末日現在）は以下のとおりです。昨年度の供給予定量に比べ約55万人分減となっています。

ア タミフル（一般名：オセルタミビルリン酸塩 中外製薬）

約700万人分

※タミフルカプセル75及びタミフルドライシロップ3%の合計

イ リレンザ（一般名：ザナミビル水和物 グラクソ・スミスクライン）

約390万人分

ウ ラピアクタ（一般名：ペラミビル水和物 塩野義製薬）

約75万人分

エ イナビル（一般名：ラニナミビルオクタン酸エステル水和物 第一三共）

約700万人分

③ インフルエンザ抗原検出キット（迅速タイプ）

今シーズンの供給予定量 約2,795万人分で、昨年度と比較して大きな変化はありません。

4. その他

(1) 「咳エチケット」について

厚生労働省は、他の人への感染を防ぐため、「咳エチケット」をキーワードとした普及啓発活動を行い、マスクの着用や人混みにおいて咳をする際の注意点について呼びかけることとします。

- 咳・くしゃみが出る時は、他の人にうつさないためにマスクを着用しましょう。マスクを持っていない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて1m以上離れましょう。
- 鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにゴミ箱に捨てましょう。
- 咳をしている人にマスクの着用をお願いしましょう。

※咳エチケット用のマスクは、薬局やコンビニエンスストア等で市販されている不織布（ふしょくふ）製マスクの使用が推奨されます。

※マスクの装着は説明書をよく読んで、正しく着用しましょう。

（２）予防接種について

インフルエンザワクチンの予防接種には、発症をある程度抑える効果や、重症化を予防する効果があり、特に高齢者や基礎疾患のある方など、罹患すると重症化する可能性が高い方には効果が高いと考えられます。

65歳以上の高齢者、又は60～64歳で心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方は、予防接種法に基づく接種を受けることが可能です。

（３）高齢者の入所施設等における感染防止対策の推進

高齢者等のインフルエンザに罹患した場合の高危険群の方が多く入所・入居している高齢者の入所施設等においては、まずは、施設内にインフルエンザウイルスが持ち込まれないようにすることが重要です。したがって、厚生労働省は日本医師会感染症危機管理対策室とともに、インフルエンザウイルスの高齢者の入所施設等への侵入の阻止と、侵入した場合のまん延防止を目的とした標準的な手引書「インフルエンザ施設内感染予防の手引き」を各施設に普及していきます。

なお、インフルエンザに対する高危険群に属する方が多く入所・入居している高齢者の入所施設等においてインフルエンザの流行が発生した場合には、都道府県等は、当該施設等の協力を得て調査を実施し、感染拡大の経路、感染拡大の原因の特定などを行うことにより、今後の施設内感染の再発防止に役立てることが重要であり、厚生労働省は、都道府県等から調査の実施に当たって協力要請があった場合には、積極的に対応します。

また、厚生労働省は、医療機関に対しても、以下の手引き等を参考に、インフルエンザについての院内感染防止に関する指導をいっそう徹底するよう努めることとします。

[インフルエンザ施設内感染予防の手引き]

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou01/dl/tebiki25.pdf>

[医療機関における院内感染対策マニュアル作成のための手引き 等]

http://www.nih-janis.jp/material/material/Ver_5.0本文_070904.pdf

（４）相談窓口の設置

厚生労働省は、インフルエンザを始めとした感染症の一般的予防方法、流行状況や予防接種の意義、有効性、副反応等に関する国民の皆様の疑問に的確に対応するため、「感染症・

予防接種相談窓口」を開設します。具体的な対応は以下のとおりです。

○感染症・予防接種相談窓口

電話番号：03-5276-9337（午前9時～午後5時 ※土日祝日、年末年始を除く）

※行政に関する御意見・御質問は受け付けておりません。

※本相談窓口は、厚生労働省が業務委託している外部の民間会社により運営されています。

平成 27 年 10 月 26 日

お知らせ

課 名	生活衛生課
担 当	木尾・山口
内 線	2694・2697
直 通	226-7338

食中毒（ノロウイルス）注意報を発令しました

本年はこれまで検出例の少ないノロウイルスの大流行が危惧されており、10月23日付けで、厚生労働省からノロウイルスによる食中毒の発生防止対策に留意するよう通知がありました。

これを受け、県では、本日付けで県内全域に食中毒注意報を発令しました。

また、発令と同時に県内の保健所、県教育委員会、庁内関係課、(一社)岡山県食品衛生協会、(公社)岡山県医師会、(一社)岡山県病院協会、(公財)岡山県生活衛生営業指導センターに対して通知し、食品関係事業者への食中毒予防の指導と県民への積極的な広報活動を依頼したところです。

ノロウイルス食中毒の予防のポイントは次のとおりです。

『清潔』(ウイルスを付けない)

- ◎ 調理前や用便後は、石けんを用いて十分な流水で手をよく洗いましょう。
- ◎ 食品に直接触れる際にはできるだけ「使い捨て手袋」を着用しましょう。
- ◎ 下痢やおう吐等の症状がある場合は、食品を直接取り扱う作業に従事しないようにしましょう。
- ◎ 二枚貝などを取り扱う時は、専用の調理器具（まな板、包丁等）を使用するか、取り扱った後は、調理器具を十分に洗浄消毒しましょう。

『加熱』(ウイルスをやっつける)

- ◎ 加熱が必要な食品は、中心部まで十分に加熱して食べましょう。
 - ※ ノロウイルスには、加熱（85～90℃で90秒間以上）や次亜塩素酸ナトリウム*による消毒が有効です。
- *塩素系の漂白剤（使用に当たっては「使用上の注意」を確認しましょう。）

『その他』

- ◎ 症状がなくてもウイルスに感染している場合（不顕性感染）があることを自覚して、常に食品を汚染しないよう心がけることが大切です。

(参考) 昨シーズン（平成26年10月1日～平成27年3月31日）における

- ・食中毒（ノロウイルス）注意報 発令日 平成26年10月30日
- ・ノロウイルス食中毒の発生件数及び患者数 2件 37名

平成27年度岡山県食中毒注意報等発令要領

I 目的

食中毒の発生しやすい気象等の条件となり、食中毒の多発が予想される場合に食中毒注意報（以下「注意報」という）を、食中毒の多発等によりさらなる注意喚起が必要な事態が生じた場合に食中毒警報（以下「警報」という）を発令し、県民及び食品関係営業者に対し、食品の取扱い及び食品衛生に関する注意を喚起することにより、食中毒の発生を未然に防止するとともに、併せて食品衛生意識の高揚を図る。

II 注意報等の発令者

岡山県

III 注意報について

1 発令対象期間

夏季 平成27年6月1日から平成27年9月30日まで

冬季 平成27年10月1日から平成28年3月31日まで

2 発令

(1) 発令の条件

次のア～ウのいずれかに該当する場合

ア 夏季の発令対象期間において、大阪管区岡山地方気象台で観測された日最高気温と日平均湿度が、3日間連続で次のいずれかの条件を満たした場合

温度(℃)	25以上	26以上	27以上	28以上	29以上	30以上
湿度(%)	75以上	72以上	69以上	66以上	63以上	60以上

イ 冬季の発令対象期間において、岡山県の感染症発生動向調査における感染性胃腸炎の定点当たり人が、次のいずれかの条件を満たした場合

a 定点当たり人が、10以上になった場合

b 定点当たり人が、前週に対して2.0倍以上増加した場合

c 定点当たり人が、2週間連続で1.1倍以上増加した場合

ウ その他、ア、イに関わらず発令者が必要と判断した場合

(2) 発令区域

注意報の発令区域は、県内全域とする。

(3) 発令の有効期間

この注意報の有効期間は、発令したときから有効とし、その後は特に解除を指令する場合を除き、発令対象期間の終了をもって自動的に解除されるものとする。

3 発令事務の取扱い

(1) 保健福祉部生活衛生課

ア 発令条件の収集

発令に必要な気象条件及び感染症発生動向の情報を収集し、食中毒発令条件記録表（別記様式1、別記様式2）に記録する。

イ 発令

発令条件に該当するときは、ただちに発令するかどうかの協議を行い、発令を決定した場合は、その旨を関係部課、県教育委員会、各保健所、岡山市、倉敷市及び報道機関等に連絡する。

(2) 保健所

ア 発令の旨を管内の食品衛生協会など関係団体、関係者及び地域住民に対し広報し、注意を喚起する。

イ 食品衛生監視員は、飲食店営業、給食施設等に対し、発令の趣旨及び食品衛生上の注意等の周知を図り、必要に応じて監視指導を行う。

ウ 注意報発令中は、必要に応じて食中毒防止に関する広報体制を強化する。

（ホームページ、広報車、電話、ファクシミリ、懸垂幕、市町村広報紙、ケーブルテレビ等）

IV 警報について

1 発令

(1) 発令の条件

注意報発令中に、食中毒の多発等によりさらなる注意喚起が必要な事態が生じた場合

(2) 発令区域

警報の発令区域は、県内全域とする。

2 発令事務の取扱い

(1) 保健福祉部生活衛生課

発令条件に該当するときは、ただちに発令するかどうかの協議を行い、発令を決定した場合は、その旨を関係部課、県教育委員会、各保健所、岡山市、倉敷市及び報道機関等に連絡する。

(2) 保健所

注意報発令事務の取扱いに準ずる。

ノロウイルス食中毒に 注意しましょう

ノロウイルス食中毒の特徴



- 主に冬場を中心として流行します。
- 感染力が非常に強く、10個程度のウイルスでも感染し、大規模な食中毒となることがあります。
- 感染すると1～2日後に嘔吐、下痢、腹痛、発熱などを発症します。
- 主な原因は、ノロウイルスに感染した調理従事者の手などを介して、食品を汚染させること（2次感染）によるものです。

調理従事者が気をつけること

日頃から健康状態を意識しましょう

自分自身や家族に下痢や嘔吐、風邪のような症状がある場合には、食品に触れる作業をしない。

症状がなくてもウイルスに感染している場合（不顕性感染）があることを自覚して、常に食品を汚染しないよう心がけることが大切！

手洗いを徹底しましょう

調理前、トイレの後など、こまめに丁寧に手洗いする。
使い捨て手袋は、手洗いをしてから着用し、別の作業に移る時は交換する。

ノロウイルス食中毒では、患者の便や嘔吐物に大量のウイルスが含まれています。

万が一、家族等に症状があり、汚物を処理する際は、使い捨てのエプロン・マスク・手袋を着用し、ペーパータオルで拭き取った後、塩素消毒をしてください。
処理後は、手洗いの徹底をお願いします。



便1g中に1億個以上

嘔吐物1g中に100万個以上



その他、予防のポイント

ノロウイルスには、塩素消毒または熱消毒が有効です！！

洗浄・消毒

手の触れやすい部分や調理器具等は、十分に洗浄してから、200ppmの塩素消毒液または熱湯で消毒する。

十分な加熱

食品の中心部まで、85℃～90℃で90秒間以上加熱する。（特に、二枚貝は加熱不足にならないよう注意する。）

正しい手洗いは出来ていますか...?

丁寧に洗うことで、ウイルスを洗い流すことができます!



指輪・時計を外し、
水で十分濡らす



手洗い石けんを付ける



十分泡だてる



手のひらと甲を5回以上洗う



指の間を5回以上洗う



親指を5回以上洗う



指先を5回以上洗う
また、爪ブラシを使った洗浄



手首までしっかり洗う



流水でしっかりすすぐ



ペーパータオルで
しっかり拭き取る



アルコールをしっかり噴霧し



乾燥するまでしっかり揉み込む



塩素消毒液を適切に使いましょう

- 家庭用の次亜塩素酸ナトリウムを含む塩素系漂白剤でも作れます。
- 次亜塩素酸ナトリウム製品（原液）の表示をよく読み、濃度や使用期限を確認しましょう。
- 塩素は揮発しやすいため、作り置きはせず、使用の都度作りましょう。

用途	作り方
用途にあった濃度を作りましょう	正確に計量し、ペットボトル等の容器で混ぜ合わせる
食器・調理器具等の消毒や拭き取り 200ppmの塩素消毒液	原液 6%の場合:原液10ml+水3L 原液12%の場合:原液 5ml+水3L
嘔吐物等で汚染されたものの消毒 1000ppmの塩素消毒液	原液 6%の場合:原液50ml+水3L 原液12%の場合:原液25ml+水3L